

第2章 移動等円滑化に関する課題の整理

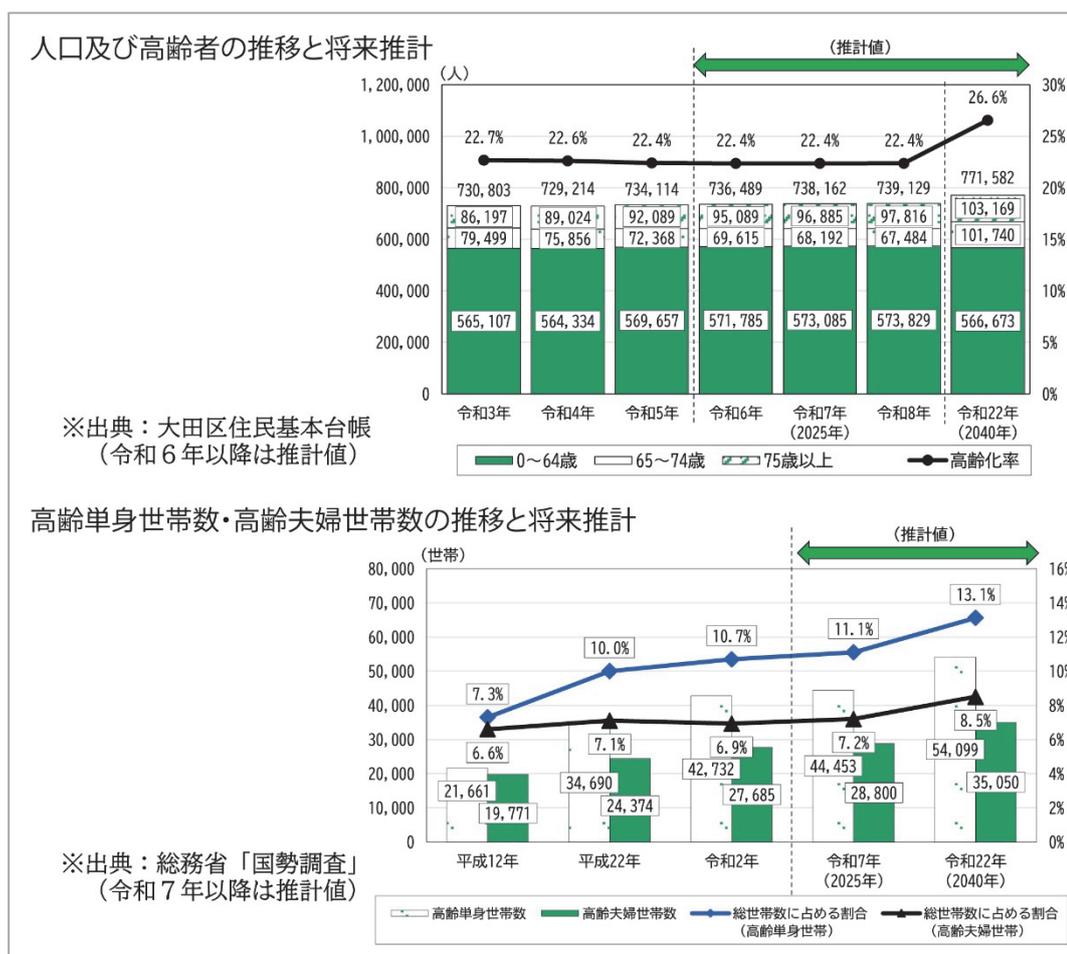
2-1 現状把握

(1) 社会動向

① 高齢化の加速

おおた高齢者施策推進プラン(令和6年3月)によると、大田区における65歳以上の人口割合は、令和5(2023)年が22.4%であることに對し、令和22(2040)年は26.6%になることから、更なる高齢化が進むこととなります。また、高齢単身世帯も増加しており日常生活維持などのため、高齢者自らの外出の必要性が高まることが想定され、それらに対応したバリアフリー化が求められます。

図 2-1 大田区における高齢者数等の将来推計



出典：おおた高齢者施策推進プラン(令和6年3月)

② 働く障がい者の増加

障害者雇用促進法において、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務があり、障がい者実雇用率は増加傾向にあります。

こうした背景を踏まえ、障がい者が安全に通勤できるよう、施設や事業所が多く集積している周辺地域のバリアフリー化が求められます。

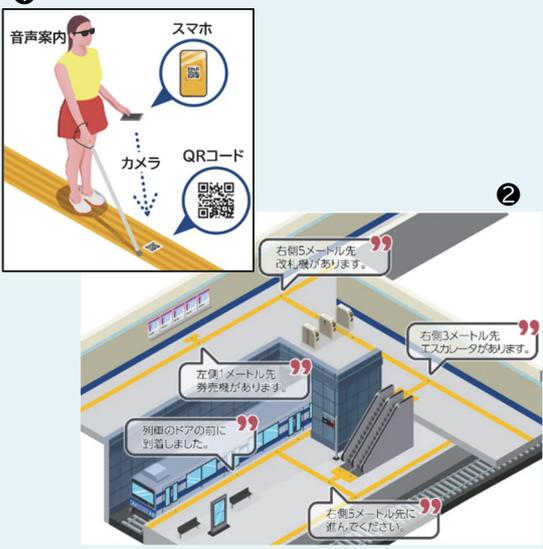
③ 障がいの特性に応じた新技術やデジタル技術の活用

日本政府が掲げる超スマート社会を実現する社会システムでは、IoT^{※1}やAI^{※2}などのデジタル技術を社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。

そのなかで、障がいの特性に応じたアクセシビリティに関する支援技術などが進展しつつあることから、その開発・普及を注視しつつ、交通事業者や施設管理者が区と連携し、技術の活用を進めていくことが求められます。

図 2-2 新技術の進展・活用例

例① shikAI (シカイ)



shikAI は、視覚障がい者の駅構内などでの移動を支援する音声ナビゲーションシステムです。点字ブロックにスマートフォンを向けながら移動することで、点状ブロック上の QR コードを自動で読み込み、現在地から目的地までの音声ガイドが流れます。既存の点状ブロックにシールタイプの QR コードを貼り付けるだけで環境を構築できます。

①と②の出典: リンクス株式会社 web サイト) shikAI。ただし①は一部加工

例② デジタル技術を活用したコミュニケーション支援

③ 筆談



筆談・テンプレート・音声認識(短い会話)・画像などを用いてのコミュニケーションができます。

④ 音声認識



職員が話した言葉がリアルタイムに文字に変換されるので、回答を即時に読み取ることができます。

⑤ 遠隔手話通訳



遠隔手話通訳を用いて窓口対応を行っている様子 (大田区障がい者総合サポートセンター)

③と④の出典: 東京都福祉局 web サイト「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」

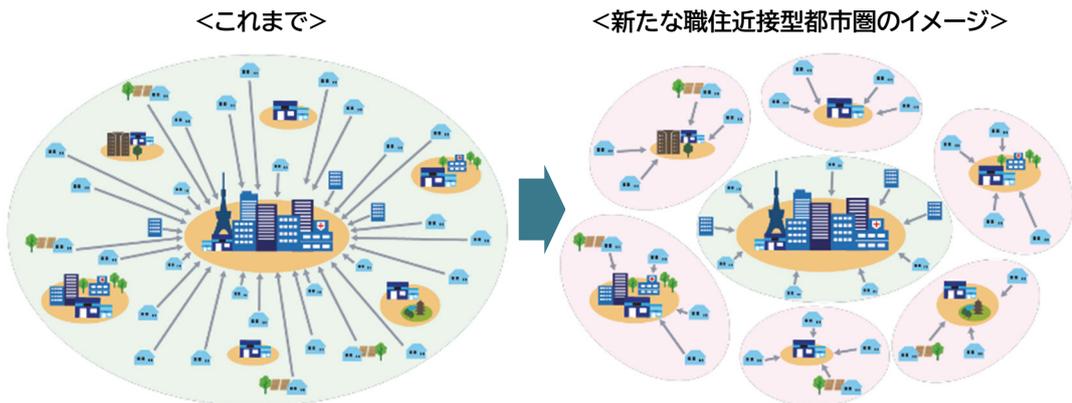
※1 IoT: Internet of Things(モノのインターネット)の略称。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、住宅・建築物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みです。

※2 AI: Artificial Intelligence(人工知能)の略称。コンピューターがデータを分析し、知識を基に、新しい結論を得る推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、情報から将来使えそうな知識を見つける学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術です。

④ 新しい生活様式への変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の移動の特性が変わるなど、新しい生活様式が浸透しました。将来は高齢化のさらなる進展により、通勤や通学を行わない人々がマジョリティ(多数者)になる可能性があります。よって、これまでの居住地と就業地の広域的な移動に加え、日常生活圏内での自由な移動がより重要視されることが想定されます。

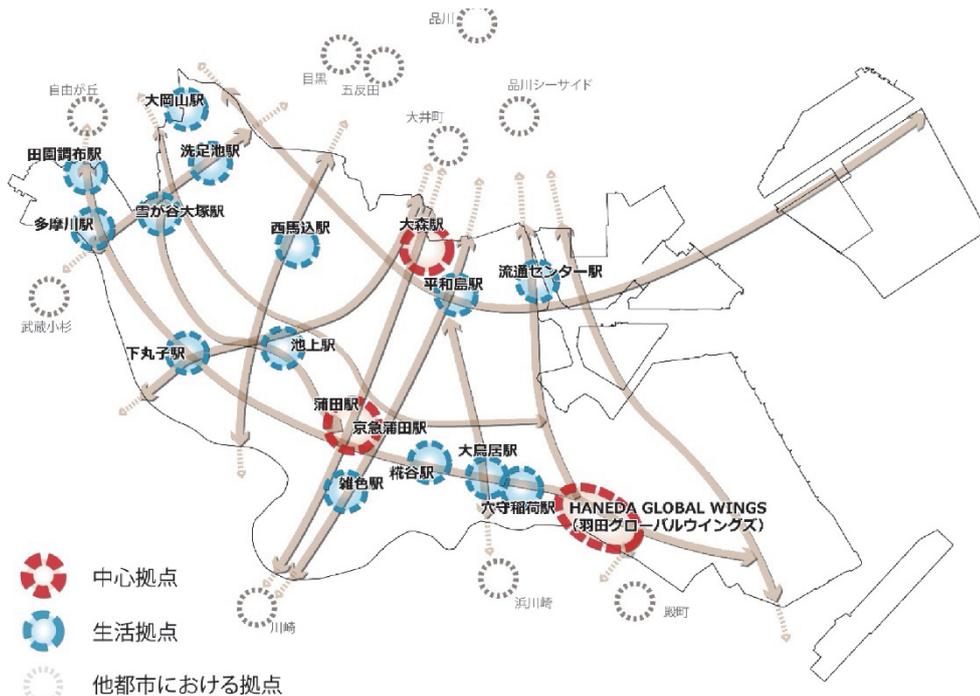
図 2-3 生活様式の変化の例



出典：新たなライフスタイルを実現する人中心のモビリティネットワークと生活圏
 -転換点を迎えた東京都市圏の都市交通戦略- (令和3年3月 東京都市圏交通計画協議会)

なお、大田区都市計画マスタープランでは、日常生活を含む区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」を設定しており、誰もが移動しやすい街なかの形成に向けた、さらなるバリアフリー化が求められます。

図 2-4 拠点と拠点交流網からなる将来都市構造



出典：大田区都市計画マスタープラン (令和4年3月)

(2) 区民意識調査結果

大田区区民意識調査におけるバリアフリーに関する事項について、経年的な整理を行いました。

公共交通へのバリアフリー化の要望は令和3(2021)年以降減少傾向にあります、依然として一定程度の要望があります。

認知度については、ユニバーサルデザイン、障害者差別解消法、ヘルプカード、社会的包摂※1の考え方について知らない割合が一定程度を占めており、継続した周知・啓発が求められます。

区立施設におけるバリアフリー化については、評価する割合が4割前後で推移しており、街なかのバリアフリー化のより一層の推進が必要であることが分かります。

表 2-1 バリアフリーに関する区民意識

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要望	公共交通について早期にバリアフリー化対策を実施してほしい割合(MA)	21.0	-	21.7	21.2	18.6
	バリアフリーのことを知らなかった割合(SA)	20.1	17.0	12.5	12.5	11.2
認知度	ユニバーサルデザインのことを知らなかった割合(SA)	49.1	46.6	39.9	38.0	35.1
	障害者差別解消法を知らなかった割合(SA)	63.9	64.0	60.3	50.9	50.8
	ヘルプカードを知らなかった割合(SA)	52.2	57.0	55.2	37.4	41.6
	社会的包摂の考え方を知らなかった割合(SA)	-	-	-	66.3	63.2
	区立施設は高齢者や障がい者、外国人に配慮されていると思う割合(SA)	-	-	42.9	34.1	41.3

MA: マルチアンサー(複数回答) SA: シングルアンサー(単一回答)

数値は%

出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

(3) 区全体のバリアフリーに関するヒアリング及びまち歩き点検

① 実施概要

区全体のバリアフリーに関するヒアリング及びまち歩き点検の実施概要は、下表に示すとおりです。

表 2-2 ヒアリング及びまち歩き点検の実施概要

実施日(令和5(2023)年)	内容	参加者
7月27日(木)、28日(金) 8月1日(火)、2日(水)	ヒアリング(対面)※2	高齢者、障がい者
9月20日(水)、26日(火)	大森駅周辺・さぽーとぴあ 周辺地区まち歩き点検	高齢者、障がい者、学識、区職員等
9月27日(水)	蒲田駅周辺地区 まち歩き点検	高齢者、障がい者、学識、区職員等
10月中旬～11月中旬	ヒアリング(書面)※3	妊産婦、乳幼児連れ

※1 社会的包摂: 大田区区民意識調査によると「こどもたちを誰一人取り残さないよう、こどもや保護者が抱える問題を地域共通の課題として捉え、地域においてすべてのこどもを温かく包み込む支援」と定義づけています。

※2 ヒアリング対象: 大田区視覚障害者福祉協会、大田区聴覚障害者協会、NPO 法人大身連・大田区肢体障害者福祉協会、大田区手をつなぐ育成会、大田区精神障害者家族連絡会

※3 ヒアリング対象: 子育て広場などの利用者(保護者)

② 主な意見

「鉄道駅・バス」「道路・交通安全施設」「建築物・公園」「人的対応・サービス・教育・研修等」の分野ごとの主な意見を以下に示します。

意見分類

● 評価できる点

▲ 気になる点

■ 意見・希望

なお、文末の()内は主たる回答者の属性(家族等を含む)を示しています。

【鉄道駅・バス】

- 駅周辺などでは部分的にバリアフリー化が進んでいると感じる。(知的障がい)
- ▲ 歩道が狭く、車いす使用者が降りることができないバス停がある。(肢体不自由)
- ▲ エレベーターが混雑していて乗れなかったり、位置が分かりにくかったりする駅がある。(子育て世代)
- 目で見えて理解できるような表示がほしい。(聴覚障がい)
- 駅改札前の動線が分かりにくく危ないため、改善してほしい。(知的障がい)

【道路・交通安全施設】

- ▲ 斜め方向にまたがっている踏切において、踏切からはずれ線路に落ちやすく危ない。(視覚障がい)
- ▲ 交差点において青信号の時間が短く、子ども連れやベビーカーで横断歩道を渡りきることができない。(子育て世代)
- ▲ 歩道が狭く、子ども連れやベビーカーで移動がしにくい。(子育て世代)
- まずは大きな通りを対象に、優先的にエスコートゾーンを設置してほしい。(視覚障がい)
- 歩道と車道の分離をして、安全にしてほしい。(知的障がい)
- 高齢者の移動の負担を軽減するために、交通手段を充実させてほしい。(精神障がい)

【建築物・公園】

- 新しい施設では、階ごとにトイレのレイアウトが異なるなど工夫されている施設もある。(車いす使用者)
- ▲ エレベーターが混雑して乗れない施設がある。(子育て世代)
- ▲ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない施設がある。(視覚障がい)
- ▲ 公園の出入口に柵が設けられている場合、幅員が狭いため、入りにくくなっている。(視覚障がい)
- 多機能トイレに利用が集中しないよう、利用者それぞれに対応した(機能分散された)トイレを増やす必要がある。(肢体不自由)
- 目で見えて理解できるような表示がほしい。(聴覚障がい、精神障がい)

- 建築物には非常時を知らせるライトを設置してほしい。(聴覚障がい)
- オストメイト用流しを手洗い場として誤使用されないように、分かりやすい表示がほしい。(知的障がい)
- 新しい基準で整備されていても、不便な場合があるため、よりよい整備に向けた検討を進めてほしい。(肢体不自由、知的障がい、高齢者)

【人的対応・サービス・教育・研修等】

- ▲ 知的障がい者は周りを見て判断するため、エスカレーターは歩かないでほしい。(知的障がい)
- ▲ 車いす使用者対応トイレを健常者が利用し、障がい者が利用できないことがある。(車いす使用者)
- ▲ 自転車マナーのさらなる啓発活動や悪質運転に対する取り締まりが必要である。(肢体不自由、視覚障がい、精神障がい、子育て世代)
- 意思疎通の手段として筆談に加え、簡単な手話を使えるとさらによい。(聴覚障がい)
- エレベーターにおける利用者の優先順位などを明確にしてほしい。(肢体不自由)
- 学校や企業で障がい理解研修会を行い、様々な人々に周知していきたい。(肢体不自由、聴覚障がい)
- 知的障がいへの理解はまだまだ進んでいないと思う。知的障がいの特性等をもっと知ってほしい。(知的障がい)

2-2 移動等円滑化の取組状況

(1)大田区移動等円滑化促進方針に基づく取組状況

令和2(2020)年3月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針」では、以下の3つの柱を軸とした基本方針が掲げられています。

①移動等円滑化の取組を着実に推進するために

- 地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します
- 指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します
- 地区内の取り組みを契機として、区全域へユニバーサルデザインの環境を広げていきます

②より良い整備を進めるために

- 利用者の視点に立った整備を図ります
- スパイラルアップにより継続的に改善していきます

③一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

- 心のバリアフリーなど、区民の協力による取組を進めます
- 事業者等によるソフト的な取組を促進します

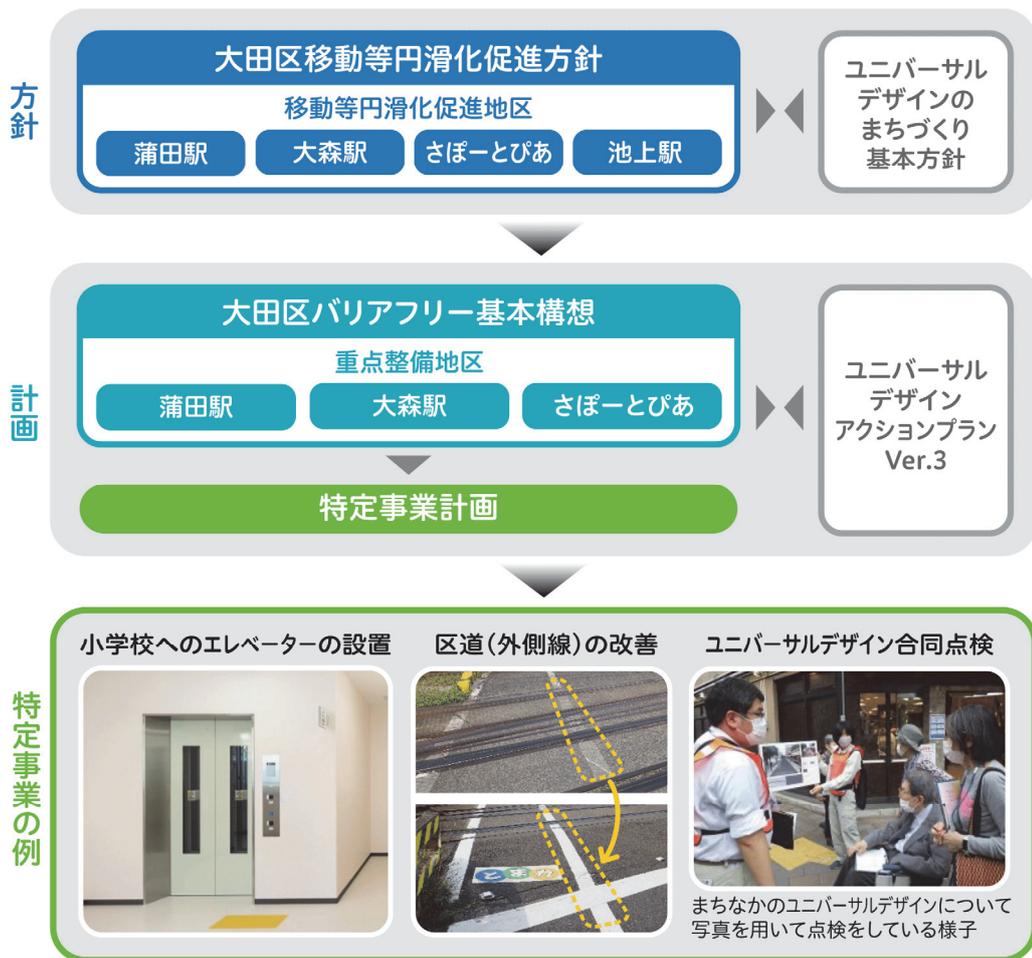
ここでは、①～③に基づくこれまでの取組状況を示します。

① 移動等円滑化の取組を着実に推進するために

区では、移動等円滑化促進方針で移動等円滑化促進地区を指定し、これを踏まえバリアフリー基本構想において重点整備地区を指定、そして特定事業計画の作成という流れで各種のバリアフリー事業を誘導し、地区指定により計画的な移動等円滑化を推進してきました。

また、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針に基づき、指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施してきました。

図 2-5 地区指定による計画的な移動円滑化の流れ



② より良い整備を実施するために

より良い整備を進めるため、まち歩き点検により利用者の視点での問題点を抽出し、各種のバリアフリー事業に反映してきました。加えて、整備を完了した取組については、利用者のニーズに配慮した整備内容になっているかの確認も行ってきました。

また、上記のようなまち歩き点検をより計画的・効果的に実践するため、令和6(2024)年10月に「まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぽーとぴあ周辺地区】」を策定しました。作成過程においては、「大田区移動等円滑化推進協議会」を始め様々な組織から多様な意見や助言をいただき、精度の高い計画となりました。

図 2-6 より良い整備を実施する仕組み



③ 一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

移動等円滑化の環境づくりを支えるための取組として、大田区バリアフリー基本構想では教育啓発特定事業やその他の事業を位置づけ、事業者等によるソフト面の取組の推進を図りました。

また、平成29(2017)年3月に公表[※]した「知ることからはじまるユニバーサルデザインまちづくり 心のバリアフリーハンドブック」を学校連携教育事業の教材として活用するなど、各事業者が連携した取組の促進が行われてきました。

図 2-7 心のバリアフリーやソフトの取組の例



※ 平成 29(2017)年 3 月に公表:平成 26(2014)年 3 月に初版、平成 27(2015)年 5 月に第2版、平成 29(2017)年 3 月に増補版を公表しました。

(2)特定事業計画に基づく取組状況

区では、バリアフリー法に基づく重点整備地区として、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとぴあ周辺地区の3地区を指定し、各地区のバリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、バリアフリー化の事業に取り組んできました。

各地区の事業の実施状況は、以下のとおりです。

① 蒲田駅周辺地区

蒲田駅周辺地区は、平成25(2013)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5(2023)年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた309事業のうち、完了が74事業、着手済が17事業、継続実施が143事業で、進捗率は76%です。

令和5(2023)年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、142事業から309事業とおおよそ2.2倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-3 蒲田駅周辺地区の事業の実施状況(令和5年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	2	1	0	0	1	50%
2. 道路特定事業	12	6	2	0	4	67%
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	132	67	14	0	51	61%
5. 教育啓発特定事業	60	0	0	56	4	93%
6. その他の事業	103	0	1	87	15	85%
全事業 (全事業に対する割合)	309 (100%)	74 (24%)	17 (6%)	143 (46%)	75 (24%)	76%

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

蒲田駅周辺地区における主な実施事業を、以下に表や写真で示します。

表 2-4 蒲田駅周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
1. 公共交通特定事業		○ホームドアの設置
2. 道路特定事業	○外側線の改善 ○溝蓋の改善 ○自転車への注意喚起の表示の設置 ○自転車注意の路面表示の設置	○歩道の段差・勾配の改善 ○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善 ○階段のすべり止めの改善
4. 建築物特定事業	○出入口までの経路の段差解消 ○出入口の幅員の確保 ○案内板の設置 ○車いす利用者用駐車スペースの設置 ○施設内の案内の改善 ○階段の段鼻の視認性の改善 ○エレベーターの設置 ○トイレ環境の向上 ・案内サイン ・視覚障がい者誘導用ブロック ・介助用大型ベッド ・介助のためのカーテン ・ベビーチェア ・オストメイト用汚物流し ・非常時を知らせるライト ・ベビーチェア ・車いす利用者対応 ○記載台付近のスペースの改善 ○筆談対応の表示の設置 ○ローカウンターの設置 ○乳児用おむつ交換台の設置 ○授乳できる場所の確保 ○避難所としての利用を考慮した段差解消	○障がい者用駐車施設のサインの設置 ○主要な通路の幅員の確保 ○受付を示すサインの設置 ○トイレ環境の向上 ・案内の改善 ・大型ベッド ・介助のためのカーテン ・オストメイト用汚物流し ○筆談対応の表示の設置
5. 教育啓発特定事業	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施	○接遇教育の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施
6. その他の事業	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○高齢者、障がい者等への適切な対応

写真 2-1 トイレに
介助用大型ベッドを設置



折り畳み式の介助用大型ベッドが設置された
トイレの様子

写真 2-2 トイレに
介助のためのカーテンを設置



介助のためのカーテンが設置さ
れたトイレの様子

写真 2-3 ホームドアの設置(梅屋敷駅)



ホームドア設置前のホームの状況



ホームドア設置後のホームの状況

② 大森駅周辺地区

大森駅周辺地区は、平成26(2014)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5(2023)年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置つけた118事業のうち、完了が12事業、着手済が17事業、継続実施が63事業で、進捗率は78%です。

令和5(2023)年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、72事業から118事業とおおよそ1.6倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-5 大森駅周辺地区の事業の実施状況(令和5年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	1	1	0	0	0	100%
2. 道路特定事業	-	-				-
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	47	10	17	0	20	57%
5. 教育啓発特定事業	28	1	0	26	1	96%
6. その他の事業	42	0	0	37	5	88%
全事業	118	12	17	63	26	78%
(全事業に対する割合)	(100%)	(10%)	(15%)	(53%)	(22%)	

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

大森駅周辺地区における主な実施事業を、以下に表や写真、図で示します。

表 2-6 大森駅周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
1. 公共交通特定事業		○筆談用具の準備とその表示の設置
4. 建築物特定事業	○音声、文字等による呼び出しカウンターの設置 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○避難所としての利用を考慮した段差解消	○音声、文字等による呼び出しカウンター ○トイレ環境の向上 ・介助のためのカーテン ○車いす使用者対応トイレの設置 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○授乳室の設置
5. 教育啓発特定事業	○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施	○接遇教育の実施
6. その他の事業	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供

写真 2-4 視覚障がい者研修
(京浜急行電鉄株式会社)



視覚障がい者をホームから電車車両に誘導する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

図 2-8 声かけ・サポート運動のポスター※
(東日本旅客鉄道株式会社)



高齢者、障がい者等への適切な対応としての声かけ・サポート運動の一環としてのポスター

※ 東日本旅客鉄道株式会社の「声かけ・サポート運動のポスター」は、蒲田駅周辺地区における主な実施事業でもあります。

③ さぼーとぴあ周辺地区

さぼーとぴあ周辺地区は、平成29(2017)年度からバリアフリー化の事業を進めてきました。

令和5(2023)年度末時点の事業の実施状況は下表に示すとおりです。特定事業計画に位置づけた100事業のうち、完了が12事業、着手済が8事業、継続実施が47事業で、進捗率は67%です。

令和5(2023)年度末時点での事業数は、平成30(2018)年度末時点と比較し、17事業から100事業とおおよそ5.9倍になりました。これは、バリアフリー法の改正により、教育啓発特定事業が追加されたことが大きく影響しています。

表 2-7 さぼーとぴあ周辺地区の事業の実施状況(令和5年度末時点)

事業区分	全事業数	進捗状況別の事業数				進捗率 ※
		完了	着手済	継続実施	実施予定	
1. 公共交通特定事業	-	-				-
2. 道路特定事業	3	3	0	0	0	100%
3. 交通安全特定事業	-	-				-
4. 建築物特定事業	47	9	8	0	30	36%
5. 教育啓発特定事業	21	0	0	21	0	100%
6. その他の事業	29	0	0	26	3	90%
全事業	100	12	8	47	33	67%
(全事業に対する割合)	(100%)	(12%)	(8%)	(47%)	(33%)	

※進捗率 = (完了 + 着手済 + 継続実施) / 全事業数

さぼーとぴあ周辺地区における主な実施事業を、以下に写真や表で示します。

写真 2-5 サービス介助士資格取得講座(東急電鉄株式会社)



車いす使用の体験の様子



ゴーグル装着による視覚障がい者体験の様子

表 2-8 さぼーとぴあ周辺地区の主な実施事業(令和 4・5 年度)

事業区分	事業内容	
	区施設	区施設以外
2. 道路特定事業		<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の段差 ○勾配の改善 ○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改善 ○歩行空間の平坦性の確保
4. 建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口までの経路の段差解消 ○グレーチングの改善 ○トイレに介助のためのカーテンの設置 ○授乳室の鍵の貸出し方法の改善 ○筆談用具の準備とその表示の設置 ○避難所としての利用を考慮した段差解消 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置 ○車いす使用者用駐車スペースの確保 ○フラッシュライトを示す表示の設置
5. 教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○接遇教育の実施 ○学校連携教育事業の実施 ○バリアフリーに関する啓発活動の実施
6. その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供 ○看板や商品などの道路上へのはみだし解消 ○放置自転車対策の実施 ○自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等への適切な対応 ○バリアフリー情報の提供

写真 2-6 総合的な学習の時間の活用による障がい特性の講話と疑似体験
(大田区手をつなぐ育成会)



障がい特性の疑似体験として、子どもたちが手袋をしながらシール貼り作業をしている様子

写真 2-7 障がい者対応のための接遇研修
(京浜急行バス株式会社)



バスの乗降口にスロープ版を設置し、車いす使用者が乗車する際の接遇方法について、交通事業者が説明を受けている様子

2-3 課題の整理

これまで示してきた以下の各項目を踏まえ、区全体に関する課題と、移動等円滑化の取組に関する課題に分けて示します。

- 1-3 大田区移動等円滑化促進方針の見直しの背景と目的
- 1-4 大田区移動等円滑化促進方針【見直し】の位置づけ
- 2-1 現状把握
- 2-2 移動等円滑化の取組状況

(1)区全体に関する課題

① 地区指定について

- ▶大田区都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけや生活様式の変化、働く障がい者の増加などを踏まえ、区内の駅を中心とした移動等円滑化促進地区の指定が望ましく、かつ各地区のまちづくりと連動させることが必要です。
- ▶大田区都市計画マスタープランにおける区全体を対象としたバリアフリーの取組の推進の位置づけや、高齢化の加速などを踏まえ、移動等円滑化促進地区以外のバリアフリー化にも一定の着実性が求められます。

② 利用者ニーズについて

- ▶これまでは、バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準を踏まえ、利用者の視点に立った整備を進めてきましたが、これからはさらに利用者個々人のニーズを踏まえたきめ細かな整備が必要です。
- ▶令和6(2024)年10月に、まち歩き点検実施計画【蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区】を策定したことを踏まえ、点検に事業者参加を誘導するとともに、利用者の意見を効果的に事業へ反映させるため、より一層の連携体制の強化が必要です。

③ ソフト面について

障がいへの理解は以前より進んできていますが、精神障がい者など外見では分からない障がいへの理解が進んでいません。また区民意識調査結果においては、ユニバーサルデザインや障害者差別解消法、ヘルプカードなどの認知度が低い状況にあります。

- ▶心のバリアフリーの普及啓発を推進させるため、区民の協力だけでなく、区民・事業者・区(行政)が連携して、より理解を広げていくことが必要です。
- ▶ソフト面の取組は、事業者中心から区民・事業者・区(行政)が連携して進めることが必要です。

④ その他

- ▶障がい特性に応じた新技術等の進展などを踏まえ、それらを積極的に取り入れることが必要です。
- ▶発災時の避難等に備えたバリアフリー化の促進が必要です。

(2)移動等円滑化の取組に関する課題

① 鉄道駅について

鉄道駅は、エレベーターや多機能トイレの設置などが進みました。

- ▶ホームドアの設置、エレベーターの位置を示すサイン設置、エレベーターを利用する人の心のバリアフリー化※、利用しやすいトイレの整備、複数の出入口へのバリアフリー経路の確保など、さらなるバリアフリー化の水準向上が必要です。
- ▶Wi-Fiなど、情報提供環境の改善とその周知が必要です。

② バスについて

バス車両は、ノンステップバスの導入が進み利用しやすくなり、また、研修の実施などにより乗務員の接客・介助の水準が向上してきています。

- ▶バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置や、バス停の屋根の改善・設置など、バス停周辺のバリアフリー化が必要です。

③ 道路・交通安全施設について

道路は、蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぽーとぴあ周辺地区の3地区を中心に歩行空間のバリアフリー化が進んでいます。

- ▶今後は、重点整備地区である3地区以外についても、バリアフリーの歩行空間ネットワーク化が必要です。
- ▶歩道のない道路での歩道の設置など、歩行空間の改善が必要です。
- ▶歩道は、路面の凹凸や段差及び勾配の改善、有効幅員の確保が必要です。また、看板・商品など歩道上の障害物の排除が必要です。また、視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置が必要です。
- ▶交差点において、エスコートゾーン・音響式信号機の設置、横断時間の十分な確保が必要です。
- ▶踏切は、特に斜め方向にまたがる箇所において視覚障がい者の安全確保が必要です。

※ エレベーターを利用する人の心のバリアフリー化:エレベーター以外での移動が難しい人々が優先的に利用できるよう、利用者の意識改革を行うことなどが挙げられます。

④ 建築物・公園について

建築物は、出入口までのアクセシビリティの確保は進んでいますが、トイレをはじめとする施設内の設備は、高齢者、障がい者等のニーズに即した使い勝手のよいものが求められています。

- ▶道路から建築物出入口まで、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置など経路のバリアフリー化が必要です。
- ▶トイレは、設備や機能の分散配置と利用者の適切な利用意識の醸成、分かりやすい設備サインの設置、緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置、異性介助のための設備や同伴者も利用できるトイレ整備などが必要です。
- ▶サインは、誰にでも理解できるなど、見やすさ・分かりやすさの改善が必要です。また、非常時を知らせるライトの設置が必要です。
- ▶ベビーチェア、ベビーベッド等の設置が必要です。
- ▶災害時に一時集合場所や避難所となる小・中学校までの経路、及び避難所として利用される学校施設内のバリアフリー化が必要です。また、一時集合場所や避難場所となる公園のバリアフリー化が必要です。

⑤ ソフト面の取組について

重点整備地区における令和3～5(2021～2023)年度の特定事業では、「5. 教育啓発特定事業」において、接遇教育やバリアフリーに関する啓発活動、学校連携教育事業が進んでいます。

また、「6. その他の事業」において、高齢者、障がい者等への適切な対応、バリアフリー情報の提供、筆談用具の準備とその表示の設置、バス停の表示の改善、看板や商品などの道路上へのはみだし解消、自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動や放置自転車対策が進んでいます。

- ▶一方、「区全体のバリアフリーに関するヒアリング」では、上記の事業をより広く求める意見が多くあり、区全体に取組を広げていくことが必要です。